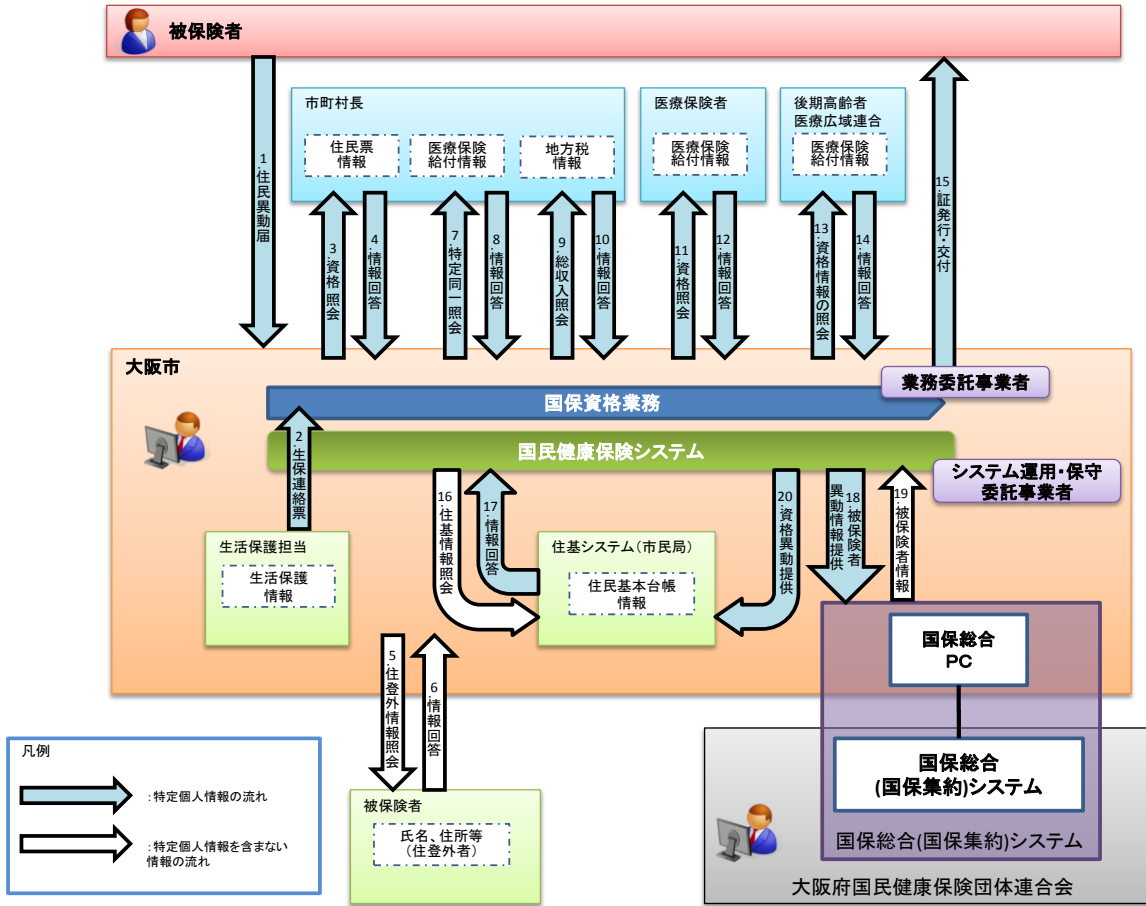


【別紙1】事務内容別 情報連携イメージ図

(1) 資格に係る事務



《住民異動届の受付》

1. 被保険者より提出された住民異動届が回付される。

《生保連絡票の受付》

2. 生活保護開始又は廃止があった場合、生活保護担当より生保連絡票を受付ける。

《市町村への特定個人情報の照会・回答》

3. 市町村に対して被保険者の氏名、世帯情報、住所等の照会を行う。  
4. 市町村からの回答より、氏名、世帯情報、住所等の確認を行う。

《住登外情報の照会・回答》

5. 施設入所者により、本市以外の居住者の場合、被保険者に対して氏名、世帯情報、住所等の照会を行う。  
6. 被保険者からの回答より、氏名、世帯情報、住所等の確認を行う。

《市町村への特定個人情報の照会・回答》

7. 市町村に対して、医療保険給付情報の照会を行う。  
8. 市町村からの回答より、特定同一世帯への所属有無等の確認を行う。  
9. 市町村に対して、地方税情報の照会を行う。  
10. 市町村からの回答より、世帯員の総収入の確認を行い、負担割合を決定する。

《医療保険者への特定個人情報の照会・回答》

11. 医療保険者に対して、医療保険給付情報等の照会を行う。  
12. 医療保険者からの回答より、従前の医療保険の資格喪失情報の確認を行う。

《後期高齢者医療広域連合への特定個人情報の照会・回答》

13. 後期高齢者医療広域連合に対して、医療保険給付情報等の照会を行う。  
14. 後期高齢者医療広域連合からの回答より、後期高齢者医療保険の資格喪失情報の確認を行う。

《被保険者証等の交付》

15. 各種情報の照会結果等より被保険者証や高齢受給者証等を発行、交付する。(証交付自体は個人番号の導入でどのように運用されるのか明確になっていない。)

《本市住基システムへの住基情報等の照会・回答(内部連携)》

16. 本市住基システム(市民局)に対して被保険者の氏名、世帯情報、住所等を照会を行う。  
17. 本市住基システム(市民局)からの回答より、氏名、世帯情報、住所等の確認を行う。

《国保連合会との特定個人情報を含む情報連携》

18. 国保連合会の国保総合(国保集約)システムに対して被保険者異動情報を提供する。  
19. 国保連合会の国保総合(国保集約)システムより、被保険者情報の提供を受ける。

《本市住基システムへの住基情報等の照会・回答(内部連携)》

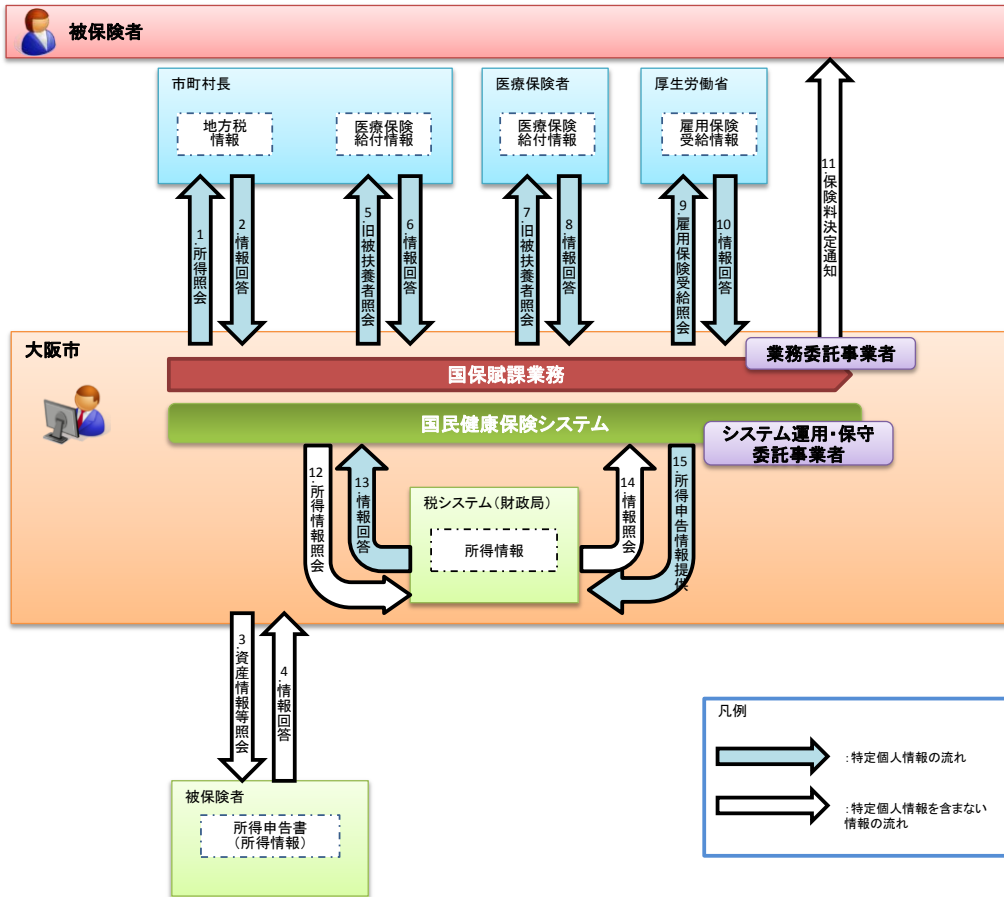
20. 国民健康保険資格異動(資格取得・喪失)について、本市住基システム(市民局)へ情報提供する。

《その他》

現在、上記以外に想定されるものとして、以下の情報の照会が想定される。

・住所地特例にかかる「病院又は診療所、児童福祉施設、障がい者支援施設等」の情報

(2) 賦課に係る事務



《市町村への特定個人情報の照会・回答》

1. 市町村に対して、地方税情報等の照会を行う。
2. 市町村からの回答より、所得情報を確認する。

《被保険者への所得情報の照会・回答》(本市独自の様式により照会を行っているため、当該様式に個人番号を記載するか不明)

3. 地方税情報より所得が把握できない場合、被保険者に対して所得申告書による資産情報等の照会を行う。
4. 被保険者からの回答より、所得情報を確認する。

《市町村への特定個人情報の照会・回答》

5. 市町村に対して、医療保険給付情報の照会を行う。
6. 市町村からの回答より、旧被扶養者であることを確認した場合は保険料減免の対象とする。

《医療保険者への特定個人情報の照会・回答》

7. 医療保険者に対して、医療保険給付情報等の照会を行う。
8. 医療保険者からの回答より、旧被扶養者であることを確認した場合は保険料減免の対象とする。

《厚生労働省への特定個人情報の照会・回答》

9. 厚生労働省に対して、非自発的失業者の雇用保険受給情報等の照会を行う。
10. 厚生労働省からの回答より、非自発的失業者であることを確認した場合は保険料軽減の対象とする。

《保険料決定通知》

11. 各種情報の照会結果等より保険料を算定し、保険料決定通知書を被保険者に送付する。

《本市税務システムへ所得情報の照会・回答》

12. 本市税務システム(財政局)へ地方税情報等の照会を行う。
13. 本市税務システム(財政局)からの回答より、所得情報を確認する。

《本市税務システムからの国民健康保険システムで把握した所得申告書の照会・回答(内部連携)》

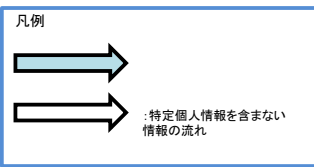
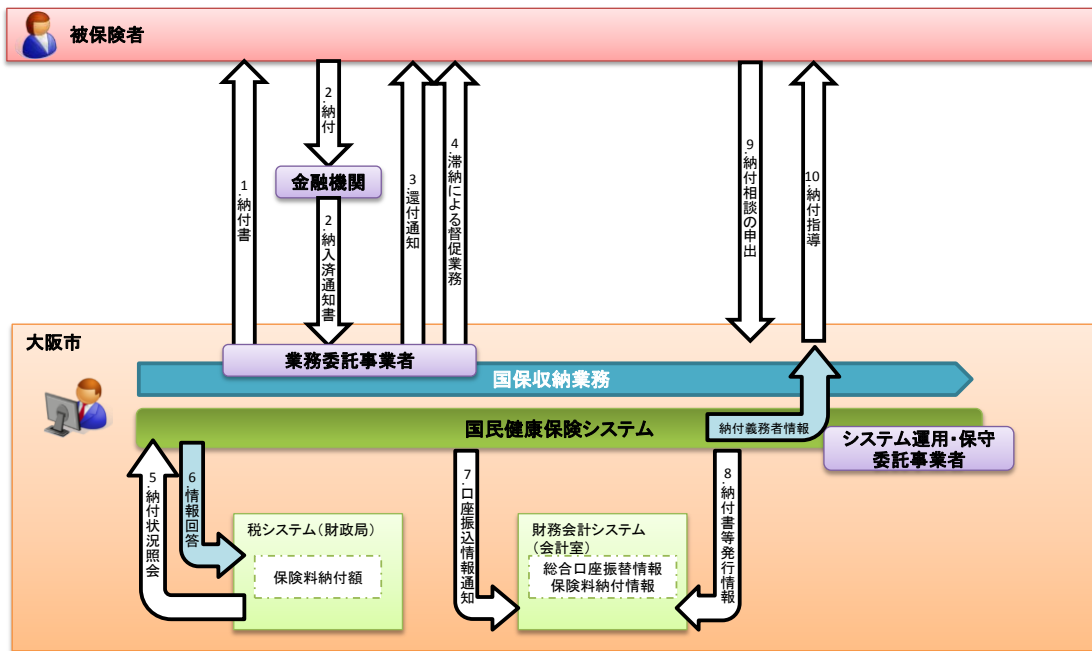
14. 本市税務システム(財政局)より、国民健康保険システムで把握した所得申告書の内容の照会がある。
15. 本市税務システム(財政局)へ、国民健康保険システムで把握した所得申告書の所得情報を回答する。

《その他》

現在、上記以外に想定されるものとして、以下の情報の照会が想定される。

・減免適用に係る「病院又は診療所、少年院、刑務所等、損害(火災)保険、税務署及び道府県税」の情報

(3) 収納に係る事務



《保険料の収入管理》

1. 保険料決定に伴い、被保険者に保険料決定通知書と納付書を送付する。
2. 被保険者が納付書により納付したことを、金融機関から納入済通知書により受ける。
3. 納付額が保険料等調定額より多い場合は、還付通知書の送付を行い、還付する。  
(未納保険料等があれば、未納保険料等に充当し、充当通知書を送付する。)

《保険料の督促》

4. 被保険者からの納付がない場合は、督促状や催告書を送付して督促業務を行う。

《財政局との情報連携》

5. 税務事務システムより、納付状況の照会を受ける。
6. 税務事務システムへ、納付状況の回答を行う。

《会計室との情報連携》

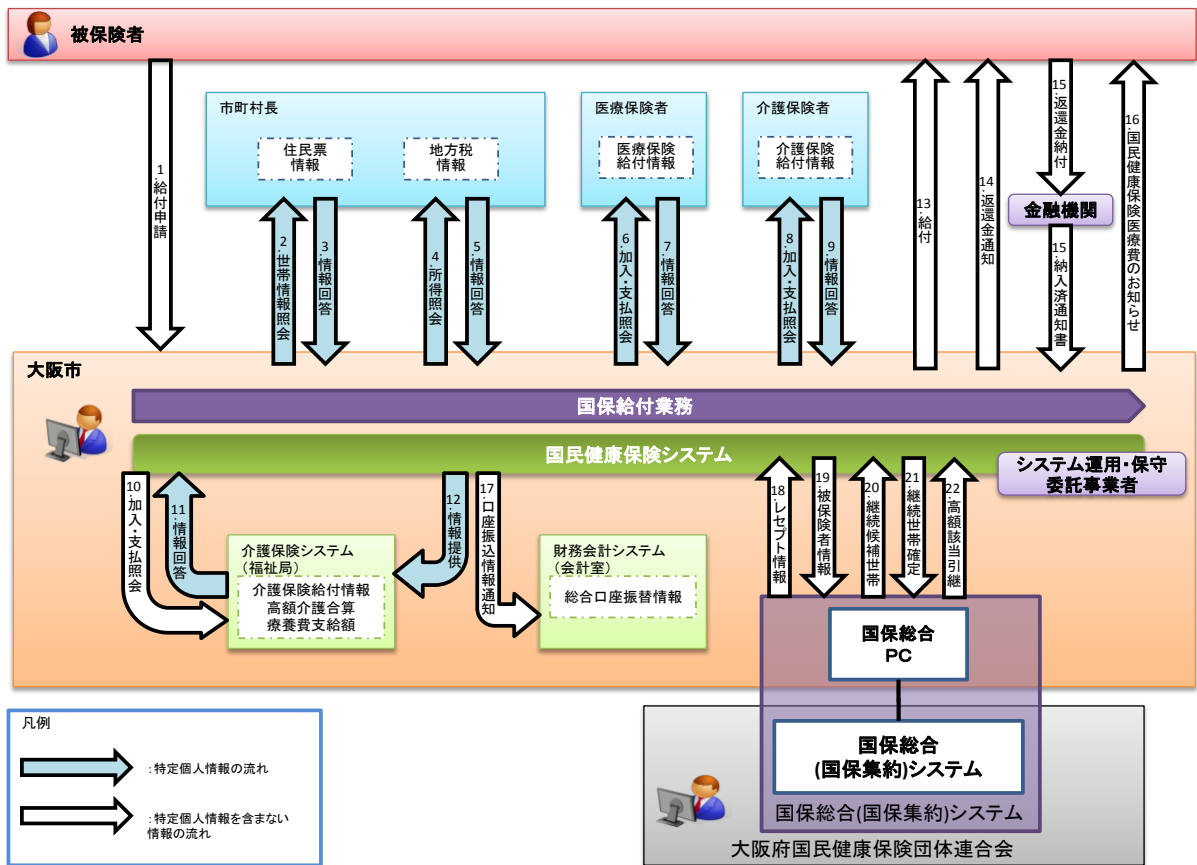
7. 財務会計システムへ、保険料還付金の口座支払いの依頼を行う。
8. 財務会計システムへ、納付書等発行情報の登録依頼を行う。

《被保険者からの納付相談》

9. 被保険者からの申出により、納付相談を受ける。
10. 被保険者の実情を把握し、納付指導を行う。

なお、再転入者の場合、転出前の旧被保険者番号の収入状況との名寄せを行い、この情報を基として納付義務者を特定の上、納付指導等を実施する。

(4) 給付に係る事務



《療養費等の給付申請の受付》

1. 被保険者より療養費等の給付申請を受付ける。

《市町村への特定個人情報の照会・回答》

2. 必要に応じて、住民票情報の照会を行う。
3. 市町村からの回答により、世帯情報等の確認を行う。
4. 必要に応じて、地方税情報の照会を行う。
5. 市町村からの回答により、所得情報等の確認を行う。

《医療保険者等への特定個人情報の照会・回答》

6. 必要に応じて、医療保険給付情報等の照会を行う。
7. 医療保険者等からの回答により、医療給付情報の確認を行う。

《介護保険者への特定個人情報の照会・回答》

8. 必要に応じて、介護保険給付情報等の照会を行う。
9. 介護保険者からの回答により、介護保険の加入・支給に係る情報の確認を行い、高額介護合算療養費等の確認を行う。

《本市介護保険システムへの介護保険給付情報等の照会・回答(内部連携)》

10. 本市介護保険システム(福祉局)へ、介護保険給付情報等の照会を行う。
11. 本市介護保険システム(福祉局)からの回答により、介護保険の加入・支給に係る情報の確認を行い、高額介護合算療養費等の確認を行う。
12. 高額介護合算療養費支給額計算結果について、本市介護保険システム(福祉局)へ情報提供する。

《療養費等の給付》

13. 療養費等の支給決定を行った場合、被保険者へ療養費等の給付支払いを行う。

《返還金の管理》

14. 資格喪失後の保険給付を受けた被保険者に返還金が発生した場合、請求通知書及び納付書を送付する。
15. 被保険者が納付書により返還金を納付したことを、金融機関から納入済通知書により受ける。

《医療費通知のお知らせ送付》

16. 医療機関を受診した被保険者に、国民健康保険医療費のお知らせを送付する。

《会計室との特定個人情報以外の情報連携(内部連携)》

17. 財務会計システムへ、療養費等の口座支払いの依頼を行う。

《国保連合会との特定個人情報以外の情報連携》

18. 国保連合会の国保総合(国保集約)システムより、レセプト情報の提供を受ける。
19. 国保連合会の国保総合(国保集約)システムへ、被保険者情報の提供を行う。
20. 国保連合会の国保総合(国保集約)システムより、継続候補世帯リストの提供を受ける。
21. 国保総合PCに、継続世帯の確定指示を入力する。
22. 国保連合会の国保総合(国保集約)システムより、継続世帯確定結果、高額該当引継結果等の提供を受ける。





【別紙2】提供先一覧（国民健康保険事務）

| 提供先 |                 | 法令上の根拠  | 提供先における用途  | 提供する情報  |
|-----|-----------------|---------|--|---|
| No. | 別表第二に定める情報照会者   | 別表第二の項番 | 別表第二に定める各事務  | 別表第二に定める各情報   |
| 1   | 厚生労働大臣          | 1       | 健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの       | 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって主務省令で定めるもの |
| 2   | 全国健康保険協会        | 2       | 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                            | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |
| 3   | 健康保険組合          | 3       | 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                            | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |
| 4   | 厚生労働大臣          | 4       | 船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの       | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |
| 5   | 全国健康保険協会        | 5       | 船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                            | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |
| 6   | 都道府県知事          | 9       | 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                     | 児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの                                      |
| 7   | 市町村長            | 12      | 児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                     | 児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの                                  |
| 8   | 都道府県知事          | 15      | 児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                        | 児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの                                   |
| 9   | 市町村長            | 17      | 予防接種法による給付（同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。）の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの       | 医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの  |
| 10  | 都道府県知事          | 22      | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの                 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの                  |
| 11  | 都道府県知事等         | 26      | 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの                  | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |
| 12  | 市町村長            | 27      | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |
| 13  | 社会福祉協議会         | 30      | 社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの      | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |
| 14  | 日本私立学校振興・共済事業団  | 33      | 私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                       | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |
| 15  | 国家公務員共済組合       | 39      | 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                       | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |
| 16  | 市町村長又は国民健康保険組合  | 42      | 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの                  | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |
| 17  | 地方公務員共済組合       | 58      | 地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                      | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |
| 18  | 市町村長            | 62      | 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの                              | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |
| 19  | 厚生労働大臣          | 78      | 雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                            | 雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの                                    |
| 20  | 後期高齢者医療広域連合     | 80      | 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの     | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |
| 21  | 都道府県知事等         | 87      | 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                            | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |
| 22  | 市町村長            | 93      | 介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの                 | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの  |
| 23  | 都道府県知事又は保健所設置市長 | 97      | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの         |
| 24  | 独立行政法人日本学生支援機構  | 106     | 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの                    | 医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの  |
| 25  | 都道府県知事又は市町村長    | 109     | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの   | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの              |
| 26  | 都道府県知事          | 120     | 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの              | 難病の患者に対する医療費に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの                           |